別記第1号様式中のNo. 1

任 用 条 件 書

様

任命権者:芝山町長

担 当 課 等:まちづくり課 道路建設係

令和7年度 一般会計 7款 1項 1目 交付年月日:令和7年 月 日

令和7年度 一	般会計 7款 1頃 1目 交付年月日:令和7年 月 日
法 的 身 分	
に関する告知	職のパートタイム 会計年度任用職員となります。
任用期間等勤務場所	2 同一会計年度内における任期の更新の有無 (更新する場合が 有・無) 任期の更新は、業務量等に応じて、勤務状況及び勤務実績等を考慮した上で、決 定されます。 芝山町役場本庁舎1階 まちづくり課道路建設係
職種	道路作業員
職務の内容	町道等の草刈り、町道維持管理の用務、道路パトロール、ワード・エクセルを使用 したデータ入力等
資 格	必要 (普通自動車免許)・必要としない
勤 務 日 · 勤 務 時 間	1 所定の勤務時間 9時00分~17時00分 うち、休憩時間 60分(12時00分~13時00分) 2 1週当たり 35時間(1日当たり7時間) 3 勤務日 日・月・火・水・木・金・土 4 勤務日における時間外勤務の有無 有(1週当たり 時間、1箇月当たり 時間、1年当たり10時間)・無 (有の場合)時間外勤務時間帯 17時00分~18時00分 5 週休日における時間外勤務の有無 有(1箇月当たり 日、1年当たり 日)・無 (有の場合)時間外勤務時間帯 時 分~ 時 分 6 その他勤務日・勤務時間に関する特記事項 ()
週 休 日 · 休 日 等	1 週休日 (土曜日・日曜日) 振替の有無 有・無 2 休日 祝日等・年末年始の休日 3 その他勤務を要しないと所属長が指定した日
休 暇 · 休 業 等	1 年次有給休暇 10日(新規付与日数10日+繰越日数 0日) 特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。 2 その他の休暇は、芝山町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年芝山町規則第32号)の別表に規定 3 育児休業等 職員の育児休業等に関する条例(平成4年芝山町条例第4号)に定めるとおり

1 給料・報酬額 月額・日額・時間額 176,598円~206,658円

【算定根拠】

(5 号給)195,520 円×35/38.75=176,598.709… ~(25 号給)228,800 円×35/38.75=206,658.064…

- ・芝山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年芝山町条例 第18号。以下「条例」という。)
- ・芝山町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和元年芝山町規則第31号) により、算定します。
 - ※常勤職員の給料額の改定に合わせて、変動することがあります。
 - ※報酬額の場合、2(1)地域手当に相当する報酬が含まれます。
- 2 諸手当
- (1) 地域手当 <u>月額 5,640円~6,600円</u>
- (2) 通勤手当(同手当相当費用弁償) 条例の規定により算定します。
- (3) 時間外勤務、休日勤務、夜間勤務手当(同手当相当報酬) 所定の勤務時間以外に勤務した場合、その勤務区分に応じて、1時間当たりの給 料(報酬)額に下記の割合を掛けて算出します。
 - ① 通常時間外勤務 125/100 (1日当たり7時間45分まで、1週間あたり38時間45分までの勤務に ついては、100/100)
 - ② 週休日等時間外勤務 135/100
 - ③ 1月当たり60時間を超えた場合 上記にかかわらず150/100
 - ④ 午後10時から翌日の午前5時までの勤務の場合 ①,②,③の割合に25/ 100を足して算出
- (4) 期末手当 条例の規定により、給料・報酬の基礎額に期別支給割合及び在職期 間割合を乗じて算定します。(平均勤務時間が1週当たり15時間30分以上であ る場合に支給されます。)
 - (5) 勤勉手当 条例の規定により、給料・報酬の基礎額に期別支給割合、期間率及 び成績率を乗じて算定します。(平均勤務時間が1週当たり15時間30分以上で ある場合に支給されます。)
 - (6) その他 特殊勤務手当、宿日直手当が勤務内容により支給されます。
 - (7) 旅費等 出張等の旅行の場合、職員の旅費に関する条例(平成13年芝山町条 例第5号)の規定により旅費(費用弁償)として支給されます。

円

- (8) しばやま保育士手当 月額
- 3 支払日
- (1)給料・報酬(当月分) 毎月21日、報酬(月末締め分) 翌月21日
- (2) 期末手当・勤勉手当 6月15日、12月15日
- (3) 通勤手当(同手当相当費用弁償)(当月分) 毎月21日、同手当相当費用弁償 (月末締め分) 翌月21日
- (4)(2)(3)以外の手当(月末締め) 翌月21日
- (5) 旅費等(月末締め) 翌月末日
- 4 支払方法 条例第3条第2項の規定による
- 5 給料(報酬)から控除する項目 所得税・住民税・社会保険料(共済費)・雇用保 険料
- 6 昇給 任用期間中は無し

給 料 酬 報

	左 . 毎
退 職 手 当	有・ <u>無</u> ※一定の要件を満たした場合のみ支給。
	** ため安性を個だした場合のみ文和。
退職に関する事項	の規定による。 1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。
	2 自己の都合により退職する場合は、退職の30日前までに届け出ること。この場
	合、承認をもって退職となります。
	3 非違行為等により職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年芝
	山町条例第16号)及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年芝山
	町条例第17号)に定めるところにより、免職となる場合があります。
	4 その他 死亡したとき、退職となります。
再度の任用	当該職が次年度以降も任用がある場合にあっては、選考等の能力実証を行った上で、
	再度任用する場合があります(任用期間が通算して5年を超えた場合でも、無期の任
	用への転換申込みはできません。)。
	任用期間中、地公法の規定により次の義務を負います。
	(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条)
	(2) 信用失墜行為の禁止(地公法第33条)
	(3) 秘密を守る義務(地公法第34条)
	(4) 職務に専念する義務(地公法第35条)
□□	(5) 政治的行為の制限(地公法第36条)
服務	(6) 争議行為等の禁止(地公法第37条)
	(7) 営利企業への従事等の制限(地公法第38条)
	パートタイム会計年度任用職員にあっては、兼業を行うことができますが、兼業を
	 開始した、又は兼業をしている場合には、所属課に申し出てください。兼業の内容等
	 によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があ
	ります。
条件付採用に関する告知	採用日から1箇月の間、条件付採用期間となります。
	 上記期間中に人事評価を実施し、その結果、特段の措置がない場合、特に告知する
	 ことなく、正式採用となります。なお、能力実証が不十分と判断された場合、条件付
	 採用期間を延長すること又は免職となることがあります。
社会保険等	1 社会保険に関する事項
	厚生年金 ・ 地方公務員共済組合 ・ 加入なし
	備考(
	2 雇用保険に関する事項 加入 (有 ・ 無)
	備考(
	3 災害補償に関する事項
	3 炎音補順に関する事項
	(公務工の火音については、「条原印刷刊升市動職員公務火音価値制度により価値」 されます。)
	1 安全及び衛生に関する事項
その他	1 女主及び開生に関する事項 (健康診断及びストレスチェックを実施します。)
	2 休職に関する事項 かっぱっかに表来する したは、聯号の八四に関する手持及が効果に関する
	次の場合のいずれかに該当するときは、職員の分限に関する手続及び効果に関する

条例の定めるところにより、休職となる場合があります。
(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
(2) 刑事事件に関し起訴された場合
3 その他())